



兒讀古狀揃登

全



高井蘭山翁講評

兒讀古狀揃證註

東都書林

春壽堂梓

古狀揃證註



響子近隣の子習ふ童古状揃の抄を
雲々揃ずるにけ書版のせしむるを
世をききききの大に都鄙子孫
後代古状母様てりるをきききき
文の誤字子孫に格あふるを改免

訂し、訛倒錯置、衍文、增字を抹す
従前欠字の字を填ふ文ありあほし
通し、ド、ル、ル、に、置、の、を、義、を、通、せ、め
十、十、の、の、店、一、川、の、母、新、の、終、め、状
經書状、の、會、状、の、前、に、あ、る、思、へ、も
條、の、に、隨、て、改、む、文、を、状、按、と、革、題、

丙寅の以星運の筆、後、子、せ、紙、毒、毒、堂
求、版、一、れ、は、磨、減、が、り、後、再、版、せ、
む、る、よ、の、流、行、の、經、典、終、め、の、風、子、あ、ら、ひ
首、と、母、國、字、づ、け、一、を、**於**、の、め、く、圓、を
の、計、**圓**、**未**、の、め、く、一、字、を、二、度、よ、む、は、**紙**
の、こ、こ、ら、ら、し、**本**、文、の、母、母、紙、は、**釋**、と

一 鷓鴣道遙
を好無益の
殺生を樂事

一 小過の輩
糾明を遂不
死罪小行令
事

一 大科の輩

一 鷓鴣之沙汰
と爲宵免致
事

一 民を貪神
社を没倒令
榮花を極事

一 先祖之山
莊寺塔以下
破壞而私宅

法書にて鷓鴣を失ふ何れ漢ふあふは其まじやも

一 好鷓鴣道遙樂無益殺
生事

鷓鴣を飼て魚を食を放て鳥を捉道遙ハあそび
あり無益に生を殺べしは君子にせざる不なり

一 小過の輩不遂糾明令仍

死罪事

色いあやまち之又そごご娘し死色失ある成糾
めむるおも及ぶ罪罪を後悔されども及ぶべし

一 大科の輩爲鷓鴣之沙汰

破壞而私宅事

科此大あふハなく刑を仍ふべきを依依の意より
實て法按とみるなり

一 貪民令没倒神社極榮

花事

民百姓の材を上へむさがり取あるひハ境内の神
社の傾るも修繕を加へ没倒といはれ次第に
樹おくと云あうして其あふも榮花榮耀をき
むるをいふ

一 先祖之山莊寺塔以下

破壞而私宅事

と莊事

一 君父之重
恩忘却令忠
孝猥事

山莊といふ別荘の莊は少くも小の莊の横といふ
やうな所は不純な地をさしつけしと云ふは
堂伽藍と云ふ破壊れどもさしつけ己が
居て居る

一 君父之重恩忘却令忠

孝猥事

又母我を育立君我を扶おして身成る恩の
重なりをけよふかし君にお成りし父母に孝を
いささかする及ちる成忘却て猥ふするといふ

一 公務を輕
私用を重天
道を恐不働

一 輕公務重私用不恐天
道働事

公務といふ君への勤あり私用へおのれが利なり
これを先やし天恩を恐まざる働成るを云

一 臣下の善
惡を辨不賞
罰正不事

一 不辨臣下善惡賞罰不
正事

臣下に忠賞と宛けい賞と退るをいふなり
臣下の善あるを賞し惡あるを罰し賞罰正
られば臣者悪人なく君徳流さるん

一 我臣下の
働を知如君
又同前爲可
事

一 我如知臣下働君又可
爲同前事

己が勤を能くしと思ふは心不働の勤
思へば使ふに心成りぬる君も亦上へ勤

つとめ成勵むべしと云う

一 過亂兩説
と企他人之

愁を以身と

樂事

一身の分限

と知不或ハ

過分或ハ不

足之事

一 他人之理

一 企て亂れ説以他人之

愁樂身事

色亂れ説と云ふて人を扱ト他人の愁をいと
と云ふおのれが身のためのもと思ふと云

一 不測身分限或は或

不足之事

不測の奢と色欲と云ふ不測の儉約を畫小
るや中身と不足と云ふ唯中身より云ふべし

一 失他人之理致濫望慕

擅威事

と失濫望致
權威小慕事

立身致勢かどれりて他人に致目と慕るべし
理ある致理致失ひとて濫望とてみざるは
うけ強く我が方へかた致の致勢をつくるは
擅柄と云ふ致を擅つと云ふ威小つのを擅威と云
擅はさくると云ふ

一 嫌賢臣は毫佞人被非分

沙汰事

一 賢臣を嫌
佞人を愛
非分の沙汰
致事

賢臣は毫つと云ふ君に非あれは詩と云ふ佞人の
おもゆるゆゑ出致すると云ふ君つひに非分の致
ありと世にあらはし佞人の世の禍也

一 非道而富
を羨可不正
路而衰と輕
可不事

一 酒宴遊興
勝負小長ト
家職と忘事

一 已ケ利根
に迷萬端小
就て他人を
嘲事

一 人來則虛
病を構對面
に能不事

一 獨味を好
人に施こと
能不隱居令
事

一 不可羨非道而富不可
恆正遊る衰事

孔子の詞も不羨しうて富貴なるは浮雲のごと
くと輕微が陋巷ふわりしと死も世に多かるべし
多福盛衰は天道の如く是よりして

一 長酒宴遊興勝負忘家
職事

家職といふ武士の武藝醫師の經漁農の者ま
それく家の職ありこれを減ふれば庶民浮世に立
たり酒を嗜するの仇と知るべし

一 迷已利根就弟端嘲他
人事

我ひとり利根ありと思ひ何事も他人と嘲る
いの外をことし已智ありと思ふの惑ひあり

一 人來則構虛病不能對
面事

我まきりて礼を與人をいさむる之虚は偽り
虚病とはそらやまひとみたり

一 好獨味不能施人令隱
居事

一 出家沙門
尤尊崇致禮
儀正かる可
事

一 分國に於
諸関と立往
還の旅人と
煩令事

一 武具衣裳
已過分而臣
下見苦事

一 貴賤因果
の道理を辨
不安樂に住
ざる事

右此條々常

厚味とほていおのれ獨會一人の文とまゝの原居なり

一 出家沙門尤致意尊崇

正禮儀事

出家沙門の釋氏の伴及瓜瓞そのとそいといとむ
崇いあがむるあり失礼なく交る處なり

一 於分國之法實令煩往

還旅人事

分國に我れ國之ありとに實をす及往來の者より
都合と取立不自由のさうひをあたしむ利欲を
たるとし

一 武具衣裳已過分而臣

下見苦事

過分ハ分限おとすく種類なるあり

一 不辨貴賤因果道理住

安樂事

佛及に因果とてけ世の因果小よめて來世をけく
善惡の果にあはれたる理あり。瓜瓞にまへも後も
け世瓜安樂に住たるべき小池を善徳のこゝと極る
んがけとせよとあり

右此條々常々法ん然り

心懸被可弓
馬合戰嗜事
武士之道珍
不間執行被
可儀第一也

先國を守可
事學問無而
政道成可不
旨四書五經
共外軍書等
顯然之幼少

の時道の正
輩に相伴假
初小も悪友
に隨順有可
不水の方圓
之器小隨人
ハ善惡之友
に依こと實
ある哉
是以國を治
守護者賢人
を愛し民を

馬合戰嗜事
武士之道珍
不間執行被
可儀第一也

條々いふと訓
學陣法をある
急なく執りまへ

先國を守可
事學問無而
政道成可不
旨四書五經
共外軍書等
顯然之幼少

隨順悪友ハ
人依善惡之友實哉

曰書ハ大學論語孟子中庸五經ハ毛詩尚書礼記
周易春秋軍中ハ六韜三略孫子吳子司馬法尉繚子
太宗問對の七書より孔明吳傳陣平六奇考武
備志の秘傳軍學の書ありあり方圓ハけまじら
と訓曰角も丸くも悪小器ハ形をなす友よ
よめて人とも悪人とも小あるに多し

是以治國守
護者賢人
を愛し民を

貪國司者佞人
を好之由申傳也
君の心を知と欲
者其君の愛する
輩を見伺知こと
有者誠に其耻を
知可也己に勝友
を好我に劣朋を
好不者善人

の賢心也但斯云
迎強人を撰捨こと
勿是惡友を愛可
不謂也一國一郡
を守身に限不衆
人愛敬無して諸
道成就一難第一
武士之家に生合
戦を嫌

君先事者伺知志誠可也
其恥之好勝己友不好劣
我朋者善人賢心也但斯
云迎強勿撰捨人是不可
先惡友謂也

國を護るとは正しく國を治るの事護と云守
護も國目も國難をささむるつうこと其君の心を
あつんと思ふがたに其君の愛する人物を以て
善し知らるゝとあはせば君を愛する者なりと人
撰て友とするは善し是れども人えとをあはせ
て不用の人撰らるゝ者多しあること多しとる

者心にて惡友を愛せざれば自然と惡人も善
人とわらるべし

不限守一國一郡才無
人先敬諸道雅成就第一
生武士とく家嫌合戦不
然侍と被種人由名將多
は誠也

國難の事護の事には法士とても衆人の愛
敬するにあらずれば法のなきそのひびきし
世も遂ぐとて名おの古の義教正成の事と
云なるべし

心懸不侍者
人小賺被由
名將多誠置
被也

先我心之善
惡と知可者

貴賤羣集

て來則善と

思可招と雖

諸人踈出入

軍無ハ則已

が心の行正

可から不と知

去乍門前に

市と爲小二

種之有可無

理非道之君

小も一旦恐

又臣下無道

小而民と貪

謀略之輩邪

と申時者歎

悲族愁眉と

先可恥我心之善惡也
紳群集來則思者雖招
法人踈量出入軍制之知
已心仍不正

おのれ正しければ人も同來れ心の正しければ
濼きてそひ來人もなるべし

去乍門前爲市二種之有可無
理非道之君小も一旦恐
又臣下無道小而民と貪
謀略之輩邪と申時者歎
悲族愁眉と

中披愁眉有立寄權門也
初境絶く分別礼臣下猥
任古人之金云て致憲法
沙汰

人の出入多きい好へきとあれは去ながつつ前に市と
なり群集する小二種あり一は理非道の君と思ふ
ども權威小大勢入來るもあべ一又臣下無道
の悲あるひい臣下に民を貪る謀略の輩あり初
中披んと愁眉の類小立寄權門と申時者歎
九

申披為權門
小立寄有
斯如境能々
分別して臣
下の猥を糺
古人之金言
小任憲法の
沙汰致可
主君為人者
大形日月の
草木國土を
照あふが如

近習又外様
山海遙隔被
官等に至ま
で晝夜慈悲
忠罰の遠慮
を廻其人小
隨て之を召
使可
諸士之頭と
為智惠才覺
無由斷令則
上下の輩に

為主君人志大形日月如
照草木國土近習又外様
山海遙隔被官木晝夜
廻忠懲忠罰遠慮隨其人
使可

草木國土と云偏かく果より果までと云と近習
外様は同じく上の諸士被官は同じく下の士也
山と海と隔るるを此よとていへり果ては小玉と
忠懲と及ぶ一なるを懲ふなるを罰と云
慮と廻しは使可となり

為諸士之頭
智惠才覺
無由斷令
上下の輩
武支道

此の經は阿含法華般若經の經と種々の經に
十

批判と請と
之多可唯佛
の衆生を救
ん爲諸法を
演如心緒或
碎文武兩道
を捨可不
國を治仁
義禮智信一
闕てハ危可
政道を以罪
を行バ人之

恨無非義を
構死罪令則
其歎深然者
因果其科を
適可不第一
忠不忠能分
別而賞罰有
可事專要也
無益之働私
用と構弓馬
之道無器用
而人數を扶

心と碎るは... 緒といふと... 唯仁は心のむき
びり... 構ん... あり... 緒るべき... 仁

治國仁義禮智信一闕可
危以政乃其罪無一人之恨
構死義令死罪幻其歎深
尤之因果不之適其科等
一忠不忠能分別るこのた
賞得るべき事也

仁といつて... 義といふ... 禮といふ... 智といふ... 信といふ...
教ふ智といふ... 徳をうけて人よ... 信にけい...
伝に... 合て五た... 内一ツも... 國の
政乃あるべ... 政乃に... 人を...
それバ死せども恨... 罪法... 死罪...
いくとくぞや... 因果の果む... 縁...
たを賞得速... 縁... 事... べ...

無益之働私用と構弓馬
道之器用而人數を扶
之軍宛仍不領必詮哉

流... 花... 色... 痛... 私用

とくまふると云ふもの

持不之輩に
所領を宛行
詮無哉

諸家之人先
規自知行分
相違無と雖

其時の主人
の心持小依
威勢を振廻

と多少也
既に合戦の
道を知須家

に生來所領
を徒兵士と
持不天下の

嘲と耻不儀
偏に口惜か
る可次第也

仍壁書件の
如

永享元年九
月十六日

諸家之人自知規知分
雖相違無と雖其時の主人
の心持小依威勢を振廻
と多少也既に合戦の
道を知須家に生來所領
を徒兵士と持不天下の
嘲と耻不儀偏に口惜か
る可次第也仍壁書件の
如

既生來須知合戦道家徒
取領不持と士不恥も下

嘲儀偏可口惜次第也仍
壁書如件

既生來須知合戦道家徒
取領不持と士不恥も下

嘲儀偏可口惜次第也仍
壁書如件

嘲儀偏可口惜次第也仍
壁書如件

永享元年九月十六日

人五百三代後花園院の年号にて己酉にあり

初登山手習
教訓書

右大將者合
戰出立に異
不其故如何
初心之兒童
登山之時者
武士之戰場
に向如

師匠者大將
軍也硯墨紙
等者武具之
類如也卓机
者城郭の如
筆者打物太
刀長刀如也
文字一々書
浮習覺事譬

初登山手習教訓書

いしあいのち者ちに登せし一子と寺子と此に
されを初て登山せしは子者の才子入と云ごとし
初入のうらべに教る書といふこと

右大將者合戰出立
其故如何初心之
兒童登山之時者
武士之戰場

右大將者合戰出立に異不其故如何
初心之兒童登山之時者武士之戰場
に向如

者寺院の僧侶より本寺をて又い物まあび
せし一級之今も也鄙々村々か然り半あ丸
鞍馬寺にせり箱五丸袋根の能高に從ひし
それより着い菅原相殿山の管意と師とせり

師匠者大將軍也硯墨紙
等者武具之類如也卓机
者城郭の如筆者打物太
刀長刀也

文房の具とそれくに從ふり

文字一々書浮習覺事譬

所領を習取
知行可也才
智藝能人小
勝者諸人之
を貴賞翫也
金銀米錢願
不而藏小滿
七珍萬寶貯
不而意に任
者也

若又踈學不
用之輩に於

ハ其身許耻
辱に非師匠
父母之名と
腐年閑老來
後悔千萬也

幼稚之時師
命に隨不親
の仰を恐不
未練第一而
寺を逃下一

智藝能人其法人其之
賞觀金銀米錢不願而滿
蔵七珍萬寶不貯而任意
也

現考とい目のまると云ど一世に世に努力と勵一
想智藝能といつけ一ハ文義通ぜは衆の字は下ハ
つくべき向よつて文と俗りくく義と通ぜは七寶
とて珊瑚琥珀瑪瑙碑磔瑪瑙金銀之七珍もたろ
と誰七寶同

若又於踈學不用之輩に

非其身許耻辱に非師匠

父母之名年閑老來後悔千

萬也

學問も疎く不用の人の誰かよく上る人もなく
その身私のころ師匠又母を辱し免おのれも老後の
悔なり齋とい括さるる之齋ハとるると積蓄一齋
齋あるを實の持齋と云

幼稚之時不隨師命不恐

親仰未練第一而逃下寺

不學一字一文登靈寶山

故小初學初心之兒童等先此理と專
 小一萬事と抛て手習學問と勵可者
 也抑才智藝能有文武二道小達者名
 と天下小揚徳と四海に顯上古末代
 名人之聞有可大略此趣を以心有之
 少人者諸道藝能を嗜可者也仍而教
 訓書件の如

世本乃統局と愛以と同言の祖と重云二
 二字又徳人先達と為る方句つたより
 の二字もけづる去べし

故初學初心之兒童等先
 小一萬事と抛て手習學
 問と勵可者也抑才智藝
 能有文武二道小達者名
 と天下小揚徳と四海に
 顯上古末代名人之聞有
 可大略此趣を以心有之
 少人者諸道藝能を嗜可
 者也仍而教訓書件の如

此海といはるの海までと云こと上は
 末代は古今名人のつへわんと云

腰越状

腰越状

伊豫守源義經の幼名平若丸とて九郎冠者と稱す
 義經の九男左衛門長とて九郎冠者と稱す
 兄頼朝の代官として本番義仲奉給
 小乱妨をるを討亡がし平家と西玉に
 政亡がし討りゆりゆりに後者あり
 内足赤の間を隔るゆ急報頼朝疑ひあり
 さしも大功と立し義經と拒て謙余入
 めいさるあぞ内足赤の討面さへ叶に相州
 橋城をてそ身謀なく後者の不為とる
 むの謙余の執事因幡大洲の廣元と
 致す許へあま状あり武藏坊辨慶が書
 変とよ

源義經及忠申上意趣者

頼朝々々申上意趣の執意とよとあり

源義經恐乍
 申上意趣者

御代官其一
 小撰被

被撰御代官其一

頼朝々の名代官とよ平家若丸頼朝も頼朝
 頼朝々の名代官とよ平家若丸頼朝も頼朝
 頼朝々の名代官とよ平家若丸頼朝も頼朝
 と命ぜらるれ其義經第一とる意と云

勅宣の御使
 と爲

為勅宣御使

言余院治承四年八月に文覚上人と平家若丸
 討の院宣と頂戴し頼朝々々伊豆玉に義經を揚
 攻入る平家と追落し軍威小傍て頼朝に横切す
 頼朝々々二人教万壽と率し頼朝々の代官
 としと義仲と河州粟津が系に討死て初命宣

旨の返付使

朝敵と傾

傾朝敵

本意と平氏とをいふ

累代弓箭の
藝と顯

累代弓箭の藝

累代は先祖六孫五經基公より多田の満仲源
頼朝頼朝八幡右郎義家六條判友為義左典厩
義朝と頼朝と累代弓箭を以て譽ある其藝を
頼朝の武名を以て譽ある大功と云累代は其
とよみ同

會嵒の耻辱
と雪

會嵒の耻辱

りちこりのむらゝ呉王夫差と云君越王勾踐と
擄會嵒山に棲む越王范蠡が諫にゆけり越
王は呉王の糞と嘗て嘗て実とありて呉王感して
越王を放ち玉に飯に給く大去と引て呉と亡不
せり糞とあめては臭くしと書とありて越王
雪の字と用とくや氣と傳えり會嵒の恥と書と云
なり義朝以来平家小堀一やま一を免に討亡
し辱と書し

可法行忠賞不思外依虎

口後云法黙止莫太教功

忠賞行被可
所思の外虎
口の讒言小
依莫太の勲
功と黙止被

可法行忠賞不思外依虎
口後云法黙止莫太教功
可法は可法と云法は可法と云法は可法と云法は可法と云
口は口と云口は口と云口は口と云口は口と云口は口と云
後云は後云と云後云は後云と云後云は後云と云後云は後云と云
法は法と云法は法と云法は法と云法は法と云法は法と云
黙止は黙止と云黙止は黙止と云黙止は黙止と云黙止は黙止と云
莫太は莫太と云莫太は莫太と云莫太は莫太と云莫太は莫太と云
教功は教功と云教功は教功と云教功は教功と云教功は教功と云
十九

と訓括魚と之莫太二字ひろくおひひなりと訓

義經犯と無

義經公犯家咎確有功也

功有誤無と

誤家也勸氣之間

雖御勸氣と

然と犯しざるなく功こそあは誤なり犯に犯
細々の勸尚と勸るゆふと云と勸尚と勸る
成程と考へ尚る義ことと

空紅涙に沈

空沈紅涙

涙血とそ紅ある候と云

倩事意と案
ずるに良藥

倩案事也良藥苦口忠言

口に苦忠言
耳小逆先言
也

逆耳先言

勸事を最るは諍者の由也とつく事の
案トくるに軍の延引に逆擡と云ト擡系が
勸通の道ざるを我經大おとして下知し
まへる君の心為福利と称ふ不擡系かのが
うづり我意につのるは良藥の病小功あれは
忠貞の言ハ國お小並あれはへそ耳に逆ふと
の云ふ云魚れらと

茲に因

因在

後者の故ふよつと

讒者之實否
と糾被不鎌

不糾糾讒者之實否

倉中へ入被
不之間素意
と述と能不

徒に數日と
送此時に當
て永恩顔と
拜一奉不
骨肉同胞之
儀已不絶宿

運の極所歟

將又先世之
業因感むる

入穰倉中之間不能述素

玄

素意ハ本意ニ又まことのんたを素ハすかとも
志ありともありともた訓トて祓ぐひ思ふとを
素懐と云ふ

徒送教日尚以時永不奉

拜恩顔

徒中途に以て送恩の恩あるを教と稱せ給と對面
敬むるをいへり

骨肉同胞之儀已不絶宿運

極不歎

兄弟ひとく父母の骨肉とわらわれれば親を
け上るべくは同胞と回く母の胎に在り胞
衣とひとくするんは字つれ兄弟あるは親を
云け時すまに空あるも絶んとするは天運を
に極するらうと歎く云之宿運とい天教運命など
云小はトく運いりぐる吾凶若悪人の上に運來
るも天の運ぞ一宿ハ宿世と云てけ世に宿れど
せ云按むるに初初ハ我經ハなるは親の三男
と九男と母の母ハ尾州樊田大宮司季絶の女之
我經の母ハ常盤とて實ハ其母あれども同胞と書
ハ唯兄弟のありとを云り

將又先世之業因所感歎

所歎

悲哉此條古

亾父尊靈再

誕之緣小非

誰人々愚

意の悲歎と

申披ん何の

輩う哀憐と

垂ん哉

事新申狀述

懐小似

と雖義經身

體髮膚於父

母に受

幾時節を經

不古頭の殿

御他界之間

孤と爲て

佛の教に先の世に佛の罪業滅せしむけ
世に報来る其因果今感念する取ま佛に十
二の因縁を説てあり

悲哉此條古亾父尊靈再

誕之緣小非誰人々愚

意の悲歎と申披ん何の

輩う哀憐と垂ん哉

事新申狀述懐小似

と雖義經身體髮膚於父

母に受

幾時節を經不古頭の殿

御他界之間

界之間

牛若丸平治元年誕生翌年正月二日父義朝

尾張玉野間北内海長田が館を殺す身小也

いくさの時を經ばと云政敵とたふすに

爲孤

母の懐中小
抱被大和國
宇多郡龍門
の牧小趣從
以來

一日片時も
安堵之思に
住不甲斐無
存命と雖

京都之經廻
難治之間諸
國流行今在
々所々小身
と隱邊土遠
國に栖

幼して父を死せしむるに二歳

被抱母懐中從被大和國
宇多郡龍門牧以來

母を盤牛と懐小入るるに親族とたより
和州にわかれ候へば終に平家より尋出され西
八条に引まゝに清盛が盤に懸るに迷ひ妻
とふし牛を助命して鞍馬へ兜せられし

一日片時も安堵之思

雖も甲斐無存命

平家より義朝の餘部と尋ねると急いで片
時も安堵の思なく生ぐりもふくながらへしと命を
うけらんあんと終ると云

京都之經廻難治之間諸國
流行今在々所々小身
と隱邊土遠國に栖

栖邊土遠國

世の中澄らけし法に
あも候へば法に小流
遠く難邊土に栖し
寺小入東光坊阿闍梨
の才子とあり幼か
法に
切瑛琢磨の功とつ
切瑛琢磨の功とつ
切瑛琢磨の功とつ

土民百姓等に服仕被

然に幸慶忽純熟而平家の一族を追討の爲上洛令

手合に先木曾義仲を誅

戮而後

平氏と責傾が爲或時ハ峨々々々巖石駿馬に策て敵の爲亡命せんことを顧不
或時ハ漫々大海風

奥州に隠れ住せり

土民百姓等に服仕被

辺鄙にかくは位多し所の極き者凡ふらぬが年と思ひ寄薪水の用成つてゆるのこ

就幸慶忽純熟而為追討

平家一族令上洛

幸慶純熟とい人の世にある福去て福来り思ふごとく吾となる難に世と過せし不幸の起る時小あひ

し平家追討の室角と敵うく頼朝々の代友として上洛ふし源家の運を昇く時小あひまるといふ

手合先誅戮木曾義仲を

後

元暦元年頼朝義経のあつた六万騎を率い政上ら頼朝義仲平家と追討し系小互守治勢田小鎌倉勢を防ぐといへども義経の誅略に致らる系と海州粟津が系小滅亡に

為責傾平氏或時峨々々巖

石策駿馬為敵不顧亡命

峨々といけりし巖石をたたくる山もすすめ別命とすし我小一の若駒城より攻入る平家と西海に遊海はあどと云

或時漫々大海凌風波々

破之難を凌あや身みと於お海底かいぞう小沈こしんんとと痛いた不ふ骸がいとを於お鯨鯢けいけい之の腮さい小懸こげん

之加甲胃このかこういと枕まくらと為な弓箭きうせんと業わざと為な

本意併亡魂ほんいひやうこんの鬱憤うつぷんと休やすみ奉人たてまつると欲ほつ之の外他事無ほかのじごとなし

刺義經さしよしなご五ご位ゐの尉じゆに補任ほにん被之おほ條當家じょうたうけ之の面目希代めんもくきだい之の重職何事じゆうしやくなんじ之の小加こか

種不痛沈身於海底たねふいたしんみんおかいぞう鯨鯢之腮けいけいさい

瀬戸の難儀を凌ぎ身を海底に沈果んとするに
及ぶれば鯨鯢の腮を六魚の餌として痛むる
い濠州八島長州播磨の浦の船軍小舟命をまてついで
に平家と滅び安徳天皇清盛公の後室二位の
尼公とてゆめ海に投し余邦悉く徠小伎一源氏
一統の基をかざり

加之甲胃為枕弓箭為業

弓矢を業とす夜も甲の袖を片後
胃と枕とて安く寝ざることを

本意併欲休亡魂鬱憤

之外无他事

合戦をひと千辛万苦を経る事念ひむす
古跡の殿平家小害せしきあひ一誓くと晴らす
き傍と休め奉ると休よ天と戴ぐる仇に報る
の外なき立身出世のやまを解し官をさぐせん
欲心の軍にあらば忠孝の義とあり

刺義經法補任五位尉之
條當家之面目希代之重
職何事加之

刻といふそのうらふと云ふを尉官の檢査に
使ふ位尉伊禮守に任せられし深敷の面目やく
重んじ職と後する何れもこれふ加へる

然と雖今悲
深歎切也茲
に因諸寺諸
社牛王寶印
の裡と以野
心と排不之
旨日本六十
餘州大小之
神祇冥道と

雖就今悲深歎切也因茲
以諸寺社牛王寶印裡
不排野心之旨奉儀警目
本六十餘州大小之神祇
冥道雖書進教通之起儀
文

請驚奉數通
之起請文と
書進と雖

上の文と受けられし儀は先般朝令の
類と数り悲深歎切歎めよと云ふ儀より出る
牛五の裡に此心かき旨記儀文と書色をむる
教通にかよふと云ふ旨印と牛五の印をいへり
んとい歎とて用ひて書ふに山並みんをてついで
檻と毀し述べる是を儀儀の心を世のんと云
儀と云ふ儀の符文小日本中大小の神祇の
符と数ふんと云ふ儀と儀と記儀なるを云儀
あまのつと祇といふものと訓冥及とい神佛の及
冥凡魚の及べりうざる和を云

猶以御宥免
無夫我國者
神國也神ハ
非禮と稟ぬ
ハ不憑所ハ

猶以吾法宥免夫我國者
神國之神不稟此禮不憑
他偏伸也為廣古之儀

他た非ひ偏へんに
貴き殿てん廣くわう太たい之の
御おん慈じ悲ひと仰あや

便びん宜いと伺うか高こう
聞きに達たつ令しやう秘ひ
計けいと廻わい被はい誤ご
無む旨しやうと優ゆう
芳ほう免めんに預あづか
積しき善ぜんの餘よ慶けい

家か門もん不ふ及あ榮えい
花かと於お永えい子し
孫そんに傳つたん

仍なほ日にち來らいの愁しゆ
眉まゆと開ひら一いつ期き
の安あん寧ねいを得え

慈悲

我わが皇みかど天あま神かみ七なな代よ神かみみ
とほ神かみはあして法ほふ神かみも傳つたの
あひはれされば記しる傳つた文ぶんの詞ことば聊しかも
思おもふに偏へんに因よ懐くわいと廣くわく
孫そんれとちり

伺うか便びん宜い令しやう達たつ聞き被はい廻わい秘ひ
計けい優ゆう誤ご旨しやう有あり芳ほう免めん積しき善ぜん
餘よ慶けい及あ家か門もん傳つた榮えい花か於お永えい子し
子し孫そん

仍なほ日にち來らいの愁しゆ
眉まゆと開ひら一いつ期き
の安あん寧ねいを得え

仍日來愁眉一舒安

寧

仍なほ日にち來らいの愁しゆ
眉まゆと開ひら一いつ期き
の安あん寧ねいを得え

書紙不盡不
併省略令畢
諸事御賢察
と仰恐惶謹
言

文治元年六
月五日

源義經

進上
因幡守殿

世奉に親來と為らばいさや年来を日來に依るべし
後世の備後とも思ふれば物小委し
届さる後人子成いさや
御紙状念状ふととる兒書おもえは近來出

不若書紙併之省畧平法
事仰法賢察恐惶謹言

文書紙面に登されぬに何事も併て省略ゆえ万端
文書紙面に登されぬに何事も併て省略ゆえ万端

世奉に親來と為らばいさや年来を日來に依るべし
後世の備後とも思ふれば物小委し
届さる後人子成いさや
御紙状念状ふととる兒書おもえは近來出

進上
因幡守殿

因幡守大に廣元一人五十一代平城天皇弟
この皇子阿保親王より出く中納言匡房より
日代兼大納言治承四年天下政府の御能と
して御軍に代天下の御承り政新列島入道
是阿と法名一嘉禄二年六月卒以承平八十三
兼實仁の長者と云傳ふ

義經合狀

義經合狀

於初々の疑ひ解さるゆゑ義經文治三年
の比奥州の秀衡を頼り下り秀衡を
君のまゝに頼りたはれ教書を下し義經と
討しめりし時秀衡の病に牽り其子春衡
兄弟ついに義經と夜川の館に圍て義經自
害し身首実檢におよびていふ合狀あり
鎌倉に遠くといふ

謹白抑義經
末期賤も清
和之臺を出
多田の満仲
の家を繼自

以來

謹白抑義經末期後出清
和之臺自繼多田満仲家
以來

末の縁もといふ夜川の館に圍て家臣のまゝと
してられしと卑下する詞を源頼朝八人五十六代
清和天皇第六の皇子貞純親王の皇子義經五女
て源頼朝の娘と嫁するより清和源氏といふ外字多
村上源朝木の子源氏もあれども其筋別之堂といふ
公卿と崇稱する詞を義經の嫡子多田満仲より
頼朝に傳へ嫡子の家ハ頼朝に傳はれ頼朝の才頼朝
と義經と一母の嫡子とありて頼朝義經の嫡子
とお流をねば頼朝の嫡流といふとて多田の満仲の家を
これに清和の嫡流といふとて多田の満仲の家を
繼と書しあり

繼父清盛
隔被

正偏繼父清盛

義經の母が平相國清盛公の妻なるゆゑ繼父
と云しあり

邊土遠國を
栖と爲土民
百姓等に服
仕被

然と雖當家
之御運を開
勅宣之一小
於撰被

或時ハ野小
臥山に伏又

或時ハ漫々
海上風波之
難を凌

敵徒の首を
切鯨鯢之腮
に曝

三年三月小
責靡其耳に
非大臣殿父
子を生捕京
鎌倉と渡

為栖遠土遠國被服仕立
民百姓等

雖於用尚亦ハ沙運は撰
於勅宣之一

勅宣の初命宣旨を蒙るべき天下の武士多かる
中に第一に宣下を領するものと

或時ハ野小
臥山に伏又
海上凌風波之難

切敵徒首曝鯨鯢之腮

後ハともごとく軍に討たれ取の首級と大魚の腮小
鯨る心と

責靡三年三月非其耳生
捕大臣殿父子渡京鎌倉

治承四年八月新羅を討つに
我を揚らりしより源平合戦止り壽永元年
演より元暦を撰文治元年己二月櫻の浦の戦小
玉て三年三月大坂殿又子ハ從一位内大臣平

源氏會愁の
耻辱と雪と

雖

梶原が讒言

に依空莫太

勲功と黙止

被親兄弟儻

侍壹人に思

召替被と唯

是不運と存

將又前世の
業因と感む
るに似たり

仰願梶原父

子之頸を切

義經に於手

向被者今生

後世之恨有

可不

宗盛の子右衛門尉三任の侍従平の侍従を
云檀の浦の軍に入水せりしと生捕系が鎌倉
を引渡して近江の御所の宿ありて鎌倉に
世の御所を御所せりしと

雖雪源氏會愁耻辱

會愁の故車獲執杖よりくく出たり

依梶原讒言空は黙止莫

太勲功親兄弟儻

侍壹人唯乞不運存侍

又似感前世業因

梶原の故車獲執杖よりくく出たり
不運之又前世の世より一業の因縁を今更感
出せるやさもあらざらんばかりの報もあらざるとい
執杖に先世の業因と云ふ同ト

作那切梶原父子之頸被

手向於義經志不可及今

生後世之恨

梶原平三右衛門尉平系時ハ鎌倉の権子御系
の末孫平系の侍ありて梶原が鎌倉の権子御系
乃命我小從軍一候本れ虚洞に隠れりし時二ん
といひたりし梶原を助けしより

萬端多と雖
筆紙小盡難
恐惶敬白
文治五年閏
四月廿八日
義經

進上
源右兵衛佐殿

とあり士雨の初あうて不双の露は出づる
御色川津に毎く人とを寄ふゆゑ天下の諸士と
是を恐りて子孫をたすむるに
系言ふも縁念の出路よりいづる深の言世の軍に
下公雍園を好むとせしむるを張良忠不忠と
言祖を誅するが頼朝の系時を引ひし時縁念に
謙奉の臣あうりやけ梶原親子の首をよむる
今生後の世までも怒あふとあり

萬端多と雖
筆紙小盡難
恐惶敬白

文治五年閏四月廿八日

義經

自害と被寄り武者を以て身擧げに
義經大明神と崇め彼世の人言伝し今も其社
ありと云禰慶を人從ひと云

進上 源右兵衛佐殿

平治元年秋源右兵衛佐殿に
國小流されけ時を正二位大納言に
奉送追捕使と成り

西塔の武藏
坊辨慶最期
書捨之一通

抑若年之時
身と雲州鰐
淵山に于寄

童形自以來
日夜怠不粗
阿吽之二字
と試

況鬢髮剃除
至偏小眞言
不思議の窓
小向てハ轉

西塔武藏坊辨慶最
期書捨之一通

辨慶の又祀いづ色の書も詳ふは若年
の時出雲國新御寺播磨玉書山小在て
書と爾後年比叡山の西塔に及を厚武藏
坊と稱以博學りて強識別力無雙あり
我經小傳承して軍忠を以て文治五年
我經自害の時奥州夜川に戦死にりり
代書を抄に依るに於て書捨と云ふ

抑若年之時寄身于雲州
鰐淵山自童形以來

不怠粗試阿吽之二字

童形自以來の童形は凡はを寫す先發
を并ふ幼少の寫を云阿吽と凡はを寫す先發
そり阿の寫を云阿吽と凡はを寫す先發
云語字量の用を云阿吽の秘奧は阿字に要
用を云阿字を認むるハ祕法の小同ト吽ハ
いと閉るあく陰之阿ハ陽之阿合るにそふたる乾
坤の寫の阿他陰陽のそらと離をさけ理を以て
まあるを阿吽の二字を試と云り

況至剃除髮之頃偏
向眞言不思議窓極
秘之祕法

顯密之秘法
を極

入定座禪の
床に於てハ
倩金胎兩部

之奥藏と探

大日不二之
法尤以太切
也

此といふ意の時、
といふ人科に、
べうとざるを云、
凡に打之しくと云、
秘法とあらはれ、
撰釈迦仏滅後八百年に、
肉大日經、
五經を著し、
不空三藏と、
一、
紀州高野山、
云の秘弘法大師、

於入定座禪床倩探金胎
奥藏之

法と観ぜん、
禪の意味と、
金胎胎藏界の、
まふる探と、

大日不二之法尤以太切也

金胎界の大日、
ハ佛智より、
されば、
と云、
に化せ、
ざるは、
如来之、

ありとの意

我母之胎内
と出自以來
禁戒を犯不
全五常之道
と護現當二
世の本懐と
達せんと欲
之處先世之
宿縁遁難而
今將に果者
歟

我自出母之胎内以來不
犯禁戒全護五常之道歟
達現當二世本懐之志先
世之宿縁難遁今將果者
歟

禁戒の國の擡を云仁義礼智信の五つ人の人
とらたるゆゑに仁も義も礼も智も信も
印に失礼よあるゆゑに仁も義も礼も智も信も
現世未來と三世と現當の二世と三世と未來と
ありて世の本懐を達せんと欲は仁の及ぶを
傾くべきの罪を減しけし世に安くし未來と世
らんと思ひし世の宿業おこさ小を因縁
のれが今やなれを果すに時を來
せしとなす一説は禁戒の美を宗のいまめと云と
又通に

爰源の総領
征夷大將軍
の末子牛若
御曹子賢仁
異相之若君
也

爰源總領征夷大將軍末
子牛若御曹子賢仁異相
之若君也

源氏の勲績と書しは義朝の六條御友なる我の
勲績ゆゑに征夷といふはすとうつと訓をづくをむ

都五條の橋
に寄夜行の
悪黨と止さ
んが爲辻斬
之風聞之と
承貳廻弓馬

の家に生勝
負之思と起
既に早速入
洛致橋の邊
に夜前從
五更の天小
及
差合浮船浦
の浪飛龍臥
龍の影の手
拙者嗜の本
手者虎亂清

大將軍ハカリの宣下ニテ六孫王經基公御縁
御親政の御代ニ御宣下ニテ御縁の御代ニ
御親政の御代ニ御宣下ニテ御縁の御代ニ
御親政の御代ニ御宣下ニテ御縁の御代ニ
御親政の御代ニ御宣下ニテ御縁の御代ニ
御親政の御代ニ御宣下ニテ御縁の御代ニ
御親政の御代ニ御宣下ニテ御縁の御代ニ
御親政の御代ニ御宣下ニテ御縁の御代ニ

寄都五條橋為之夜行
悪黨と止さんが爲
辻斬之風聞之と
承貳廻弓馬
既に早速入洛
致橋の邊に夜前
從五更の天小
及

お乃及五更也

牛馬九亡又我約の返
敵民の械懸患なく安
橋小出く悪黨を待り
軍及びてをそぐ毎
生かすりし心と起
半更を待と云一夜
とあるい重云之風
軍ハカリの宣下ニテ

差合浮船浦浪飛龍臥
龍の影の手拙者嗜
の本手者虎亂清
乱清眼入隠形
薙手薙手

眼入隱顯籠
手難手開手
十文字蠟螂
か芥とウ我
終に追伏被
君臣三世の
契約と爲畢

開手十文字蠟螂芥我終
追伏乃君臣三世と契
約早

浦の浪ハ半島の古刀筋法あり浪に
浮べる船の水にまらせて覆らざらざら浦浪の
あせていざざらに在りこに在ると云飛乃
新のそらと新静みして剣光のそらとくたり
舞臺ハ大難カを打振る舞の乱さるるまどく又
眼小つけ入ありい浪と形を印をめ影とすこ
廻り難手難手以下ハ長カの子代を我さる
を云蠟螂芥をふりて立車を覆んとするハおのれ
ガ分際をあらざらたとそらとく牛丸に及たると

爾自以來師
傳奉仍副將
軍と號以關
西三拾三箇
國を宛行被
雖大將の不
運歟一日片
時所知の本
意と遂不萬

爾自以來師傳仍副
將軍雖宛行國西三拾
三箇國大將不運於一
日片時不遂所知本
播系民替換

太子皇子ハ師あり侍ありて君の御小侍ハ徳の
知るを補け辱く詔候也又志より愛子は辨る心

民の鬱憤を播と無

動平家を追討の爲數萬の軍兵を卒一所々の城郭發向之刻屑に非ども某又供奉仕

夏の炎天と凌冬ハ雪霜と戴陸に在則魚鱗鶴翼の陣を張張良ガ智略を作物冷矢倉の上にも月を眺夜を明

西海に赴則夜ハ千尋の

法皇とともにながらもつけ仕へたるを云ねば
大御軍あれを我經畱お軍と号し畱はそ之新
朝宮東にまさせば我經國西を宛ゆるり及ハ
河州遠坂の宮とす急く夫より東を宮東と
西を宮西と日較を二ツ小くより由急三十三
莫々の好知を獲れ成世も治るが水は名
播ることもかし播らるる又わとほ之及ハの
初一日も知安塔あり民鬱憤くくを

勅為追討平家卒數萬軍
兵所々城郭發向之刻
屑に非ども
某又供奉仕

平家一味の敵城にむらて合戦あり時ハ辨
びと云と云

夏の炎天と凌冬ハ雪霜と戴陸に在則魚鱗鶴翼の陣を張張良ガ智略を作物冷矢倉の上にも月を眺夜を明

陸地の軍に備はするを魚鱗の備はするを
のぞく鶴翼の備はするを法に似たり
布の名あり張良字ハ子房漢の高祖の軍師
しう智略詩斗双とのふし七書乃之畧ハ其書あり
物をし秋の夜に記す之夜も油のせは矢倉
をせりて月をふがわ明はるぬと云

赴西海出表子為汲庭然

波底小鈎を懸船を繁書ハ汀に推寄終日樊噲が勇と爲古武王蓬華野之軍再來もる者歟

已凶徒を責伏せに至ハ本意を達セんと欲る之處梶原逆擧之遺恨に依讒者意鞫而偽又實と爲

袖般私爲推寄ハ汀終日爲樊噲勇古武王蓬華野之軍再來者歟

世にハ四海と書リ曰海ハ四方の海と曰ふのことにありて西海ハ改むべし曰ふて海軍れさぬと云後州ハ島に在り平家と政人と艦を賊兵を系切てあるハ紅を繁紀又ハ汀に打上り我を必死樊噲の言祖の后呂后の妹婿高祖後心の臣とて武勇劉法双少一師の會に門圍を挑破楚の頂羽の種威を桂する英雄之周の武王天下八百の法候と余は殷の付玉を討亡せし蓬華野の軍再び出來る

已至責伏凶徒欲達不意
考依梶原逆擧遺恨終
去鞫意爲偽又爲實

凶徒ハ平家之平氏悉く滅亡小及バ今ぞ本意を達し安西の民と安んぶるその所梶原平三系時私の意恨より我經逆心ありと後とる由多鎌倉殿より我經の武畧鬼神も欺くべく疑をせし除んとする意ありハ兄弟不和となる逆擧と我經曰ふに渡海一平家と討んとて渡邊と船出の時猛風より水主揮取船を吹しよりカ梶原が謀小東の云ハ誘ふ小あれく船小別がれ船の去りへに逆擧と意を退自在なりせん中我經より用ひて初より迹べき用意をか一敵より向んハ武士の本意

御兄弟不和
之旨趣琢ど
も磷不結句

雪上に霜を
加如誠に胡
越千年の隔
と作日往月
來し雖更に
御赦免無

彌踈遠小而
拙者迄心を
焦骨を削と
范蠡二十餘
年流浪もる

小あらばと握系... 自由にも... 後病ふあ...
とて事... 及んとせしと... 法人...
くみ... 俄に大... 出... 俄に...
くれを平... 暫時小... 握系...
勢ハ遙に... 海上の暴風...
頗る天物の... 是... 軍...
あう... 執念... けり...
うりても... 今日も... 救...
後... 後... 人... 傷...

御兄弟不和之旨趣琢ど
も磷不結句

胡越千年隔
雖日往月來

更吾汝赦免

我... 記... 中... 増... 絶...
を... 絶...
を... 絶...

彌踈遠小而拙者迄心を
焦骨を削と
范蠡二十餘
年流浪もる

骨同范蠡二十餘年流浪

小同
茲に因て都
五條油の小
路小於澁谷
土佐入道竊
之時者八尺
貳分之手來
の棒八角に
削三十二の
疣を落訖

其後我君吉
野に閉籠鐵
塔踏破の勢
異國本朝比
類無者歟

中就関東下
向之刻文武

從ひ吳王に因て二十餘年辛若し
云々愁の孤舟を看といへる加率儼然状
小足言及し

因茲於都五條油小路澁
谷土佐入道竊之時者八
尺貳分之手來棒削八角
為三十二疣訖

文治元年十月朔朝々土佐坊昌俊を
を多むり付しむ昌俊見あはれ
起請文を書て返せしむる
むそくに我經の堀河の御所へ
びふ出てはふに人なく我經の妻
辨度が袂の袖も合戦に刺る八角
と云へり

其後我君吉野
踏破勢異國本朝
者歟

謙倉殿より法皇小繼らるゆゑ我經を捕んと
まらその多し和州吉野のふかたれあり
捕んとせしを鉄塔を踏破る飛出流後をさんぐ
ちりし逃さぬを働け唐日本も比ありとげし
さぬを云

中就関東下向之刻文武

二道の名將
爲と雖一身
置難時身を
窶名を韜跡
を隱天高と
雖踞地厚と
雖荒踏不
漸忍通之處
折節關守富
攄小奇被而
辨口を叩敵
陣而迴文の

笈小探當少
も騷不逆に
捧披露を遂
鰐の口を遁
當國小下著
天命今于
期せり

文武二乃名お一身難置
時窶身韜名隱跡踏可言
漏維地厚不荒踏

我經多武家伊勢伊勢の國に忍びあぐもさず
かく奥州に下りんと山依の安となり天に皆
とを免地ふぬさ定して狼狽を終り

漸忍通處折節關守富
攄小奇被而辨口を叩敵
陣而迴文の

笈小探當少

も騷不逆に

捧披露を遂

鰐の口を遁

當國小下著

天命今于

期せり

我經をとりん爲経念殿の命として
新美を居て改させぬか賀の玉安宅の實に
美富攄少平の並我經を替て攝んとし
辨口を叩く歎通んとせしに負る改に及
で我經法て新美追討の宣を中下し一
たり連名の迴文を見替る時辨慶少も経
修仍初色の帳と披露しむるに持げそ
を俄に讀愛欺あせり鰐の口を遁さる心
よて高玉奥州に若し天命今の好小
他山伏我經武花坊龜井六郎を法片
伊勢三年良盛渡河次郎清重左近
八云洲廣経備前平四郎氏重終井古
季終

然所秀衡子
息三人謀叛
に依俄小君
臣共に籠鳥
の柵と作

情事の意を
案むるに四
國戰場之雜
言者良藥口
に苦金言耳
小逆者也須
申狀有と雖
倭人道小横
更に上聞よ
能不

尾三并我久謙田七年正包之從十二人と云一書に
倭くあるせり我經記の謄と姓名實名少しく差
あり然ることあられ

然所依秀衡子息三人謀
叛俄君臣共化籠鳥柵

秀郷七代清衡の孫之出羽押領使として威勢奥羽
にふるり我經をかまひ言敏殿と云び未だまこと
して我經に必誓成りしむ然るに秀衡の子息強戸
を并五衛伊達次并本吉冠者言衛等我經
を討べき室名ありて謙倉殿より一教書を強戸に
俄に心変しく夜川の飯に押寄圍に於いて我經
之從俄に強戸の勢のぞり柵とあり春衡の才泉二
并忠衛ハ我經に一味して討死せり

情案事意四國戰場之雜
言者良藥苦金言耳
小逆者也須申狀有と雖
倭人道小横更に上聞よ
能不

つづく
の爲に
系と逆擗の争あり
良業病小強あれは味に
て耳に軍と記とるる
状あれは倭人速て上軍に
四十三

私不運の天命也忽感涙
 肝に銘ト言
 語道斷高館
 の麓ふ於數
 日の合戦衣
 川千里を赫
 小古鳥江
 の邊ふ於高
 祖項羽之軍
 豈之に如ん
 哉

然と雖貞女
 兩夫に見不
 賢仁二君小
 仕不先言堅
 固に保託弓
 箭の面目此
 事歟今日一
 命と弄名と
 萬天小揚譽
 と後代に貽

私不運天命也忽感涙銘
 肝云語道斷於高館
 日合戦衣川赫千里於古
 鳥江邊高祖項羽之軍豈
 如之哉

辨慶不運天命の命をむる雨と思ハバ化と怨をこに
 あらばは時を感涙行にあらむのうらたに
 いふべきも語もたひりり今や一初の戦を
 思ひつら奥州高館の麓に泰衡足牙と教日れ合戦
 衣川血を流し千里を赫くしつら漢楚の軍も
 是より及まずとよは漢楚の項羽と天下を

幸ふく合戦止時あく教十度言祀打負あふされた
 項羽運きて鳥江の辺に於て高館の血戦しつら首
 を削り死せりけ時の軍といふは我經辨まよとの
 今の合戦もどあをますとよは

雖貞女不見
 賢仁二君
 先言堅固
 保託弓箭
 今日一命
 揚名万天
 後代に貽
 者也

祇能ハ上の祠をうけてさいわれれと云ふ
 が貞女あまはまよへはの涙を引く先撫の云を望

者也

右之一通明
日披見旁御
一感に預可
者也

國にたりち一とび我經を主君とたのめてハウあり
を備りし名は汚さきバ引籠りての面目を
事之今日辨慶夜川一命を落せども名ハ弟代の
天小あげ武勇の譽を後の代まで傳はるる之史記ハ
齊の王嫡が語老臣ハ二君に事は烈女ハ二丈に更は
と云て燕に從は自經く死はとあり

右之一通明日披見旁御

新法一感者也

右之權の一感死の初て明日披見あり
慶が識心一とびハ一感に經らんそのとを後書
辨慶ハ君田入及寂間の男とて仁平元年四月八日
誕生は佛生日成其仏丸と名く叡山に入り時人鬼
若と呼り西塔に寄房ありに推てるに入辨慶
と改名は夜川を我死と傳り其ハ後傳夷小傳
一とありされ世古書に去ると記授あり

文治五年閏
四月廿七日

文治五年閏四月廿七日

會狀小奉号の辨く一但一廿八日廿七日一日のたひ
あり
附て云辨慶を毎に傳る何人小婦一也辨ハ辨ハ辨
右の字はまふ之弁ハ左大中小的弁とて久むりと
通して用る字あり弁ハ官名の字一又慶の字漢者ナ
吳者キヤウとて慶賀修慶年号の辨護系云とて
慶雲に傳るあり小倉百首の惠慶法師門時代の年号
天慶辨慶夜川の名ありを吳者小後とて何人か
初ハ本名義仲の使われ大夫房是明を漢者に明
とよむ天台の座首明雲禪正を明雲と漢者小とむこれ
文治小とく誤來て改る人もありとて後學の見
合とハ

熊谷状

熊谷状

熊谷ハ桓武天皇十二代平盛方勅
を蒙り子貞貞二葉母に侍れ武州下
り成長して熊谷次郎と号し大
里郡少く熊を殺し十六歳の時私市
一黨の旗を有する私市黨の旗
と云之貞貞より三代貞貞の保元
平治合戦十七歳の内より源氏平治代
の臣丹治姓之檜州一の首の軍に平治の
公達教養を討て死骸を教陣に送る
一時代の状

直實謹言抑
今度不慮に
此君と參會

直實謹言抑今度不慮奉
系會け君得吳王句踐之

一奉吳王句
踐之戰を得
秦皇燕丹之
怒と挿直に
勝負を決せ
んと欲刻

戦挿秦皇燕丹之怒と欲
挿勝負刻

一の谷合戦の時冬辰二日盛令の二男
公位下大友大吏教養父の名代として戦場に臨
み熊谷不慮と云ふ名を以てして戦場に臨
みを擡み玄菟山に挿し范強が謀にあつ
國小放ち海され遂に吳を伐て一時に亡せり
其戦のどくと云ふ秦の始皇燕の太子丹と云を
質に取し小波に射る父になんを殺ひたり
始皇白起烏出るとあるは汝城ゆるし海さんといへり
丹至孝なるを天の寵挿ありや白烏出たり始皇
撃て太子を由るはよはし荆柯秦舞陽と云ふ
人の力士を秦に使し謀て始皇を殺さんと云ふ事成り

俄に怨敵の
思を忘速に
武意の勇を
抛て還て守
護を加奉所
後從雲霞の
大勢襲來落
花を爲す時
を過不

縦直實源氏
を背始平家
に參と雖彼
ハ多勢是ハ
無勢也樊噲
却養由ガ藝
を慎

其人殺さる始會怒て燕を亡は是を引く殺害
を丹に比しといへり

俄に怨敵思速抛武意勇
還奉加守復所は後雲霞
大勢襲來為花為す時

此實源氏を繼ぐに前を擡んと繼ぐれば一子小次郎
也故にむしり死英少年あればむしりに怨敵の思を
忘る武勇さゆりて曲げぬんとする時後の
山より平山武者不季をさすめけ并を足る云
其の大勢也實二心をいひて死敵を曲るやと考ぐに
此を爲花を爲すと書り時を過さばと曲げ
ぬしむるをまあれをいふ

縦直實有源氏始維系平
家彼多勢是無勢也樊噲
却養由藝

彼と云源氏とは平家二重を討つて
小内裏をうきまゝにむしては言暗教となりて
其勢少し多しむしり實二心をいひて平家に
何のあはれをあらんむしりたれ樊噲は源の言
臣下華雄双あさむしりて命を討つと云ふも
久つて其の養由基が柳の葉百歩の内射るふ
百とひむしりてむしりあがら射るむしりて
公に堪でむしりとむしり同時の人ありむしり
由に遠くして最後の分かれあはれむしりて
由に遠くして最後の分かれあはれむしりて

茲直實適（於）弓馬の家小請謀を洛西に廻怨敵の旗を翻敵を宥んと天下無雙の名を得と雖蚊虻の聲雷を為蠅螂集て立車を覆と為が如如

于茲車實適請生於弓馬
家廻誅洛西翻然敵旗宥
敵得天下雙名蚊虻
聲為雷蠅螂集如為覆立
車

洛西に誅器をめぐらんと云敵味方の旗を
我が場に敵を宥撫ありて下無雙の名を得る
このるるもいふほど名軍あるは改配の勢を
して雷のどるくどしと思ふも弓馬の細虫何ぞ
實の雷に比ん蠅螂寄とめて立於車を覆さんと

愁に弓を挽矢を放劍を拔楯を築命於同方に奪人與寧名を於西海の浪に沈んと自他以家の面目に非哉中就此君の御躑意仰奉處唯御命を

與愁挽弓放矢拔劍築楯
奪命於同方寧沈名於西
海浪自他以非家面目式
就中草作以君由諫意交
唯下給御命於直實可奉

於直實小下
給御菩提と
吊奉可由頻
に仰下被間
計不涙と押
乍御頸と給
畢
恨哉直實此
君與惡縁を
結奉歟其深
と怨敵の害
を爲奉

然と雖是逆
縁に非何ぞ
互小生死の
紐を切く一
蓮の身と爲
た却順縁に
到不哉
然則閑居の
地を示宜御
菩提吊奉宜
者也直實申
狀實否後聞

吊也菩提由頻被仰下回
不計也押涙少頸強平

今更哀情切あれ、世に怨敵の思ひをあひひ
て涙れうと候、祈ぐ一和唯前を付せんとい
あひくならあをを吊うとあるゆゑ、涙をさ
け、首級を強ゆるとあり

恨哉直實与以君奉結忌
縁於其深奉為怨敵害

若世の宿業ふり、因縁あること、きうあ、け、

唯然是逆縁何互切生

死紐為一蓮身却不到順

縁哉

されども、逆縁と云へるは、ともに生死流転、乃
紐を切て一蓮、蓮生の身ともなり、何ぞ順縁も
到らざらん

犹幻示閑居地宜奉吊也

菩提也也也實申狀實否

後軍無之隠者

閑居の地をあら、教書のは、跡をそ、あひ、あ、と
扱、を、世、定、び、教、場、より、發、心、し、つ、ひ、小、建、久、三、子、奉

其隱無者歟

十一月廿五日遁世して... 望園之承元二戊辰九月十日... 州大里郡熊谷郷の蓮生山... 跡をとむむ按むるに熊谷が... 乃を推しと云ハ... 下控政重光と武州熊谷と久下... せし時重光ハ... 以急梶原依成... 獨法之將軍... 梶原ハ重光を... 誓を拂ハ... せり重光の...

此趣を以然
可洩不御披
露有可者也
誠恐謹言

壽永三年二

月八日

丹治直實

進上

伊賀平内左

衛門尉殿

以て洩可然不洩のむは
披露有可也誠恐謹言

壽永三年二月廿日丹治直實

安徳帝の年号... 討八日小送る... 後鳥羽院即位元暦元年とある丹治直實とあり

進上 伊賀平内左衛門尉殿

經盛返狀

今月七日 攝
州一谷に於
敦盛と討被
死骸并遺物
と送給畢

華洛故郷を
出各西海の
波上に漂從

趣実を友より二二位参
すを母と平部の大御伊
一なり

經盛返狀

經盛の父正二位冬冬
貞盛の父男とて入海公の
於之趣実への返狀なり

今月七日 於攝州一谷に討殺

死骸并遺物送給畢

遺物の所なり

華洛故郷を漂而後

波上に漂從命は始思

以來運命の
盡始思驚
可小非

又戰場に臨
何二歸を
思ん哉生者
必滅穢土
の習老少不
定ハ常の事
也

可驚

平敷の古々い花池あり、一つを云まてに、
印してより運命の尋るるといふれ、今更
べきにあらば

又臨戰場何思二陣哉生
者必滅穢土習老少不
定ハ常の事也

世々戰場とあり、戦の場と訓ゆ、
あり生あるもの必ず滅する世のあらひ老よりと
俄に死せば少くしてあはれもあはれ定あそむる
併殺よは世に穢土とてけり、死土地来世に穢土

としてこよめいといへり

然と雖親と
為子と為と
先世の契約
浅り不釋
尊も御子羅
喉羅尊者と
悲め人應身
權化猶以斯
の如況底下
白地の凡夫
に於を哉

雖然為親為子定世契約
不淺釋言然浅子羅喉羅
尊者應身權化猶以斯
況於底下白地凡夫哉

親子ハ一世といふも、け世に親子となす、
約は、ぬ因縁あるふこそ釋言を悲速太子と
中天竺淨飯大王の王子耶輸多羅女を妻と
喉羅と云ひ子あり、十九歳の二月八日五
妻を捨て、檀特山に修行、と云、他人ふ
難、若くは威、と云、世と作れ、ふり、る

然者去七日
打立朝從今
日の夕小至
まで其俤未
身と離未燕
來轉とも其
聲を聞と無

鴈翅と雙飛
歸と雖音信
と通不

必定討被之
由傳承と雖
未實否を聞
未間偏に其
證明を知ん
と佛神お祈
誓し奉感應
と泪待處七

然るに去る七日の夕小至まで其俤未身と離未燕來轉とも其聲を聞と無
然れども我子と云ふに
極悪の人の其の心に
欲心深き欲ふついで
おしを云ふ子をうか
不復さるるも其れ
いはしむもなかり
とふあしくのまこと

然者去七日
打立朝從今
日の夕小至
まで其俤未
身と離未燕
來轉とも其
聲を聞と無
鴈翅と雙飛
歸と雖音信
と通不

七日の朝打立て
の俤未身に在り
耳に入に飛つる
通さばと其俤未
取事して其俤未

必定討被之
由傳承と雖
未實否を聞
未間偏に其
證明を知ん
と佛神お祈
誓し奉感應
と泪待處七

古今未共
例を聞未

貴恩高と須

彌山頗下芳

情深と蒼溟

海還淺進之

を酬未來永

くさり退報

せん小ハ然

過去遠くと

り萬端多と

雖筆紙に盡
難併之を察
せ恐惶謹言

壽永三年二

月十四日

經盛

熊谷次郎殿

擬てりりらばいんや教の屍をや
懐有武夫ハ和漢の古より今
びる風塵ハ風のまの塵らふ死
小印の塵と云

貴恩高と須彌山頗下芳

情深と蒼溟海還淺進之

を酬未來永くさり退報

せん小ハ然過去遠くと

り萬端多と

雖筆紙に盡難併之を察
せ恐惶謹言

壽永三年二月十四日

熊谷次郎殿

曾我狀

今月廿八日
之夜富士野
之狩場に於
曾我十郎祐
成司五郎時
致謀叛を巧
御所之御陣
に押寄伊豆
國の住人ユ

藤左衛門尉
祐經備前國
の住人吉備
宮王藤内と
殺害すと云

曾我狀

曾我十郎の事に依りて梶原系時より
曾我祐信一の状あり

今月廿八日之夜於富士野
之狩場者我十郎祐成國
五郎時致巧謀叛押寄所
所之御陣殺害住人國住
人之藤左衛門尉祐經備
前國住人吉備宮王藤内

云々

建久四年癸丑五月十六日
卷狩あり日中の大小名十餘万の勢
祐成二十二年回又年時致廿二年
に思ひやく亡父の教祐經を付け
の宮の御を五郎内系氏と云
を殺り候を百上ら流浪せし
君免をうかり奉玉に御さ
かの飯敷止者しこもに討
酒宴の後に遊女を招け子
内ハ美川の急流を抱て
周季狼狽大方ありけり陣
殺りてすて者我兄弟を討
殺し候へり及流雨一仇す
五十六

建久四年五月晦日
梶原景時

又因殿の... 房と云ハ... 孤ニ伊東九郎... 寺小寺一... 清州... 小命ト... 捕へ... 英雄の法師... 建久四年五月晦日梶原景時

建久四年五月晦日梶原景時

建久ハ八十二代... 伊豆... 通

梶原景時... 三系時...

曾我太郎殿

曾我太郎殿

同返状

去晦日の御
教書今月三
日到著謹而
拜見仕候畢
抑小次郎禪
師房召之事
小次郎者京
都住居之由
承及候各別
小御使者を
以召被可候

同返状

去晦日所教書今月三日
到來得由拜見仕候畢抑
小次郎禪師房召之事小
次郎者京都住居之由及
承及候各別以召被可候
と作

凡帝王の命て傳ふを宣旨法皇御洞に隱宣親
王宮方に令る御軍の作を傳ふを所教書といふ

看我を御伊豆の御知に在て三日に到來ハ此の
後意之者別と別候と云に同ト小次郎ハ此の年
融もかく病死せり

禪師房者浪
人之間行方
と知不候小
依召進むる
に及不候此
旨を以能く
御申有可候
恐惶謹言

禪師房者浪人之間行方
依召進むるに及不候此
旨を以能く御申有可候
恐惶謹言

一旦禪師房ハ武藏の御領が養子と稱せし上出
御の身あらは浪人由是御方と志すざるより善
なるあり

六月五日
曾我太郎

進上
梶原平三殿

六月五日 曾我太郎

進上 梶原平三殿

古状拵證註終

<p>高井蘭山先生著 児讀古状拵講釋 全一冊 古状拵のから尺 ひらかかまて委發 注解本あり 代 貳百五ト</p>	<p>季 寄 俳諧の衣 全一折 四季のきませなる 於季の装束白韻終 俳諧の初心益の云 代 貳百五ト</p>	<p>御家橋正敬先生筆 御家商賣往來 代 貳百五ト</p>	<p>藤雪菴著 俳諧の志せり 全二冊</p>
<p>高井先生著 野馬臺詩國字抄 全一冊 野馬臺の詩の 具と記し方委發 をひらか注解本 代 貳百五ト</p>	<p>伊藤宗者先生作物 將某狗くくへ 代 貳百五ト</p>	<p>高井蘭山著 音訓國字格 全二冊</p>	<p>高井蘭山著 須弥山圖解 酒石山の文義を かゝる信をいれし ものゝるゝをいれし ものゝるゝをいれし ものゝるゝをいれし</p>

東都書林板元
江戸橋四日市
上總屋惣兵衛
同所
上總屋利兵衛

